

仙台市救急医療病院間連携推進事業補助金交付要綱

(令和6年7月22日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市（以下「市」という。）における救急患者の応需向上を目的として仙台市救急医療病院間連携推進事業実施要綱（令和6年7月22日健康福祉局長決裁。以下「事業実施要綱」という。）に基づき、事業実施要綱第2条第4号に規定する支援病院が実施する事業実施要綱第8条第2項に規定する特定患者の転院及び転送の受入れに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、事業実施要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第10条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 支援病院であること。
- (2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと。

(市税の滞納がないことの確認等)

第4条 前条第2号に規定する要件は、市長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第2号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

(補助対象事業)

第6条 この補助金の交付対象となる事業は、事業実施要綱に基づき実施される事業とする。

(補助対象経費)

第7条 補助対象となる経費は、前条に規定する事業の実施に伴う経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 常勤職員給与費
- (2) 非常勤職員給与費
- (3) 法定福利費
- (4) 報償費
- (5) 医療資器材費
- (6) 文書通信費
- (7) その他事業の実施に必要と認められる経費

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、第6条に規定する補助対象事業の実施期間中において、市の会計年度ごとに、特定患者の受入実績人数に、別表第1上欄の区分に応じて下欄に掲げる補助単価を乗じて得た額とする。

(交付の申請及び実績報告)

第9条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、補助事業を実施する年度の上期(4月から9月まで)分については上期の終了後速やかに、下期(10月から翌年3月まで)分については3月31日までに、仙台市救急医療病院間連携推進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を市長に提出して行うものとする。

(交付の決定及び補助金の額の確定等)

第10条 市長は、申請が到達してから30日以内に、当該申請及び補助事業の成果に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、規則第6条の規定による交付決定及び規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知は仙台市救急医療病院間連携推進事業補助金交付決定書兼交付額確定通知書(様式第2号)により、規則第6条の規定による不交付の決定は仙台市救急医療病院間連携推進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から14日を経過する日までに仙台市救急医療病院間連携推進事業補助金交付申請取下書(様式第4号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、第10条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第10条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、仙台市救急医

療病院間連携推進事業補助金交付請求書（様式第 5 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部、又は一部を取り消すものとする。

- （1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

（書類の整備等）

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

（委任）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 22 日から実施する。

別表第 1（第 8 条関係）

区分	補助単価
救急受入病院での初診日から起算して「5 日以内」に支援病院で転院又は転送を受け入れた場合	患者 1 人あたり 30,000 円
救急受入病院での初診日から起算して「6 日から 15 日以内」に支援病院で転院を受け入れた場合	患者 1 人あたり 10,000 円